

## はじめに

教員は、教育を受ける児童生徒<sup>[注1]</sup>の人格の完成を目指し、その成長を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質能力によるところが極めて大きいと言えます。そのため、教育基本法において、教員は、絶えず研究と修養に励むこと、教員の養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されているなど、法令上、特別な配慮がなされているところです。児童生徒の成長に重要な責務を担う教員には、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の道しるべとなるべく、常に学び続け、その資質の向上を図り続けることが求められます。

その前提として、まず京都府の教員として何が求められ、どうあるべきかということを確認しておく必要があります。このことから、京都府教育委員会では、平成 19 年度に策定した『「教師力」向上のための指針』において、「求められる京都府の教員像」を掲げました。そして平成 29 年度には、教育公務員特例法の改正に合わせて、「求められる京都府の教員像」を改定し、新たに「京都府の教員に必要な 5 つの力」を掲げ、教員の資質能力の向上に向けた様々な取組の目標としてきたところです。

また、平成 29 年度の教育公務員特例法の改正により、公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者は、文部科学大臣が策定する指針を参酌しつつ、地域の実情に応じ、教員等の資質能力の向上に関する指標（以下「指標」という。）を策定し、指標を踏まえて教員研修計画を策定するという体系的な仕組みが整備されました。

この法改正を受けて、京都府教育委員会においても、平成 30 年 3 月に「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を策定し、教員研修計画をはじめとした様々な資質能力向上施策に活用しています。

グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化するとともに、先行き不透明で予測困難な時代が到来しています。このような中、中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（答申）が取りまとめられ、2020 年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」における教員の理想的な姿が示されました。具体的には、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことです。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 3 月、中央教育審議会に「令和の日本型学校教育」を担う教員の養成・採用・研修等の在り方について包括的な諮問がなされ、このうち、教員の資質向上に関しては、『「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて』が取りまとめられました。

---

[注 1] この指標では、幼児、児童及び生徒を「児童生徒」と表記します。

これを受け、令和4年5月に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が改正され、任命権者が、教員等ごとに研修等に関する記録を作成するとともに、指導助言者がこれを活用して資質の向上に関する指導助言等を行うことなどの仕組みが整備されたところです。

新たな教員の学びの姿として求められているのは、一人一人の教員等が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りを持って主体的に研修に励むことです。教員等の資質の向上を図ることは、児童生徒等の教育を充実することに他なりません。児童生徒等の学びと教員等の学びは相似形となることが重要であり、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒等の学びのみならず、教員等の学びにもまた求められており、教員の学びが児童生徒等の学びのロールモデルとなることが期待されます。

京都府においても、「第2期京都府教育振興プラン」で、推進方策の一つに「学びを支える教育環境の整備」を掲げ、(17)「優れた教員の確保と資質能力の向上」において、優秀な人材を安定的に確保し、教員が継続的・主体的に新しい知識や技能を学び続けることができるよう適切な支援を行うとともに、地域・企業との連携など学校の枠を越えた「タテ・ヨコ・ナナメ」など多様で柔軟な視点から、高いコーディネート力をもった教員を育成することとしています。

また、社会構造の変化に対応した教育の質の向上にはICTは不可欠であり、児童生徒の学びの保障や新しい授業の研究・実践等に向けて、ICT教育を推進する教員の育成にも取り組むこととしています。

こうしたことを踏まえ、京都府教育委員会では、令和5年3月に指標を改定しました。

また、平成29年4月に学校教育法が改正され、事務職員の職務について、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に見直しが行われました。これは、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員が管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものです。こうしたことを受け、令和6年3月に資質能力の向上、人材育成の観点から学校事務職員の指標を策定することとしました。

この指標は、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質能力の向上を図る際の見直しとして、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提のもと、教職キャリア全体を俯瞰しつつ、自らが位置する段階に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起する体系として整理しています。

京都府の教員等一人一人が、本指標を踏まえ、計画的かつ効果的に資質能力の向上に向けて取り組むことを期待します。

令和6年3月